

章仁会居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人章仁会が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。また、市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の所在地)

第3条 事業所の所在地は、三次市和知町 11800 番地 18

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (主任介護支援専門員)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 1名 (介護支援専門員)

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(3) 当該常勤の介護専門員の配置は介護保険法に準ずるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、1月1日～1月3日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅 介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所の1階相談室
- (2) 使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン、その他
- (3) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1回/月

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整
- (3) その他の便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、通常の実施地域を超えた地点から路程1キロメートル当たり38円を実費として徴収する。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印をうけることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、三次市（作木町、君田町、布野町、甲奴町を除く）及び庄原市（西城町、東城町、口和町、高野町、比和町、総領町を除く）とする。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 三次市介護支援専門員連絡会議の研修
- (2) その他の研修
- 2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。
- 3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人章仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(改正)

第11条 この規定を変更、改正、廃止するときは、社会福祉法人章仁会理事会の議決を得なければならない。

(暫定処置)

第12条 介護保険法の改定等によりこの規程に支障のあるときは、暫定処置として、介護保険法等の規程により処理するものとし、その後速やかにこの規定を改正するものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。